

新

1/3助成

20,000 円上限

秩父別町 アピアランスケア支援事業の開始

アピアランスケア用品の購入費用の一部を**助成**します。

秩父別町では令和6年4月から町独自にアピアランスケア用品の購入費用の一部助成を行っています。購入費用の助成により心理的および経済的負担を軽減するとともに、治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。

アピアランスケア用品とは

がん等の治療により生じた外見（アピアランス）の変化を補整する医療用補整具です。

例えば・・・

- 頭髪補整具～ 医療用ウィッグ、頭皮保護用ネット、毛付き帽子
- 胸部補整具～ 人工乳房、補整パッド、補整下着、専用入浴着
- その他 ～ エピテーゼ（補整用人工物） など

対象者 病気の治療や疾患によりアピアランスケア用品を購入した方

助成額 購入費用の1/3(1,000円未満切り捨て)
上限 20,000円

助成回数 1年度に1回

助成方法 **申請** 後に、**償還払い** での助成となります。

アピアランスケア用品を購入後、役場で払い戻しの手続きが必要。

その際に必要な書類

- ① 治療を行っていることを証明する書類（治療方針計画書等）
- ② 領収書及び明細書
- ③ 申請者の本人名義の金融機関口座番号のわかるもの

